

令和5(2023)年度

青梅市省エネルギー住宅改修補助制度のご案内

Ver.1.1

市内のエネルギー使用量の削減を目指し、省エネ機器に対する設置・改修費用の一部を補助します。

■問合せ・申請書の提出先
青梅市環境政策課
〒198-8701
青梅市東青梅 1 丁目11番地の1
電話:0428-22-1111(内 2534)



1. 対象となる方(申請者の要件).....	- 3 -
2. 対象となる機器(補助対象機器の要件).....	- 3 -
3. 補助対象経費および補助金額.....	- 4 -
4. 申請の手続きと流れ.....	- 5 -
5. 申請受付期間と申請方法.....	- 6 -
6. 申請に必要な提出書類.....	- 6 -
7. 補助対象機器の設置に関するアンケートについて.....	- 7 -
8. その他、注意事項.....	- 7 -
9. 申請時に必要な書類.....	- 8 -

更新履歴

バージョン	更新日	更新内容
1.0	令和5年5月15日	初版公開
1.1	令和5年7月21日	<ul style="list-style-type: none">・ 補助対象機器の参照先の追加・変更。・ 申請の手続きと流れに「◎請求書提出」を追加。・ 提出書類から「東京都環境公社の助成金の交付決定通知書および確定通知書の写し」を削除。

1. 対象となる方（申請者の要件）

申請者の要件は以下のとおりです。

- ① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに補助対象機器(以下「対象機器」という。)を設置・改修すること。
- ② 住民基本台帳法の規定により、青梅市の住民基本台帳に記載されていること。
- ③ 青梅市内に居住し、自宅(※1)に自家用(※2)として補助対象機器を新たに設置・改修すること。
 - ※1 自宅とは、申請者が常時居住するための住宅をいいます。
 - ※2 自家用とは、補助対象機器を住宅の占有部分・専用部分のみに使用する場合をいいます。
- ④ 同じ補助対象機器について、青梅市の他の補助制度を使用していないこと。
- ⑤ 同じ対象機器について、東京都の「災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の補助要件を満たしていること。
- ⑥ 交付決定後、「補助対象機器の設置に関するアンケート」の提出ができること。
- ⑦ 建築基準法その他関連法令を遵守して設置・改修すること。
 - ※例えば、都市計画法における「防火地域」または「準防火地域」内での住宅の既設窓を断熱改修する場合、延焼のおそれがある部分については、防火設備の使用(例 防火戸の設置や網入りガラス 等)が定められていますので、ご注意ください。
- ⑧ 申請日現在において市民税及び固定資産税の滞納をしていないこと。

2. 対象となる機器（補助対象機器の要件）

・ 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係わる支援事業に限る。)または脱炭素化産業成長促進対策費補助金(先進的窓リノベ事業に限る。)において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスを設置すること。

または同等程度の性能を持つものとして市長が認めるものを次のいずれかの方法で改修したもの。

- 内窓として設置
 - 既存の窓枠ごと(サッシとガラスごと)の交換
 - 既存の窓のガラスのみの交換
- ・ 既築住宅への改修であること。(新築住宅は助成の対象外です。)
- ・ 最低、1つの居室の全ての窓を断熱改修すること(建物の全部屋ではありません)。
- ・ 1居室の全ての窓改修と同時に他の居室または廊下、玄関その他非居室(以下「その他の部屋等」という。)の改修を行う場合、その他の部屋等の窓は1枚以上の改修で構いません。
- 居室の例 :リビング、ダイニング、寝室、書斎 等
 - 非居室の例 :トイレ、浴室、廊下、玄関、納屋 等

【補助対象製品リンク】

- ・北海道環境財団補助対象製品一覧(<https://ekes.jp/>)
- ・先進的窓リノベ事業補助対象製品一覧(<https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/manufacturer/search/>)

【国の関連事業リンク】

- ・北海道環境財団補助事業(<https://www.heco-hojo.jp/danref/index.html>)
- ・先進的窓リノベ事業(<https://window-renovation.env.go.jp/>)

3. 補助対象経費および補助金額

補助対象機器(※1)	補助対象経費(※2)	補助金額(※3、4)
既存窓の高断熱改修	補助対象機器の本体・部材の購入設置費用	10万円 または機器の設置費用の本人負担額の1/2相当額のいずれか低い額

※1 補助対象機器は、いずれも新品未使用のものに限ります。

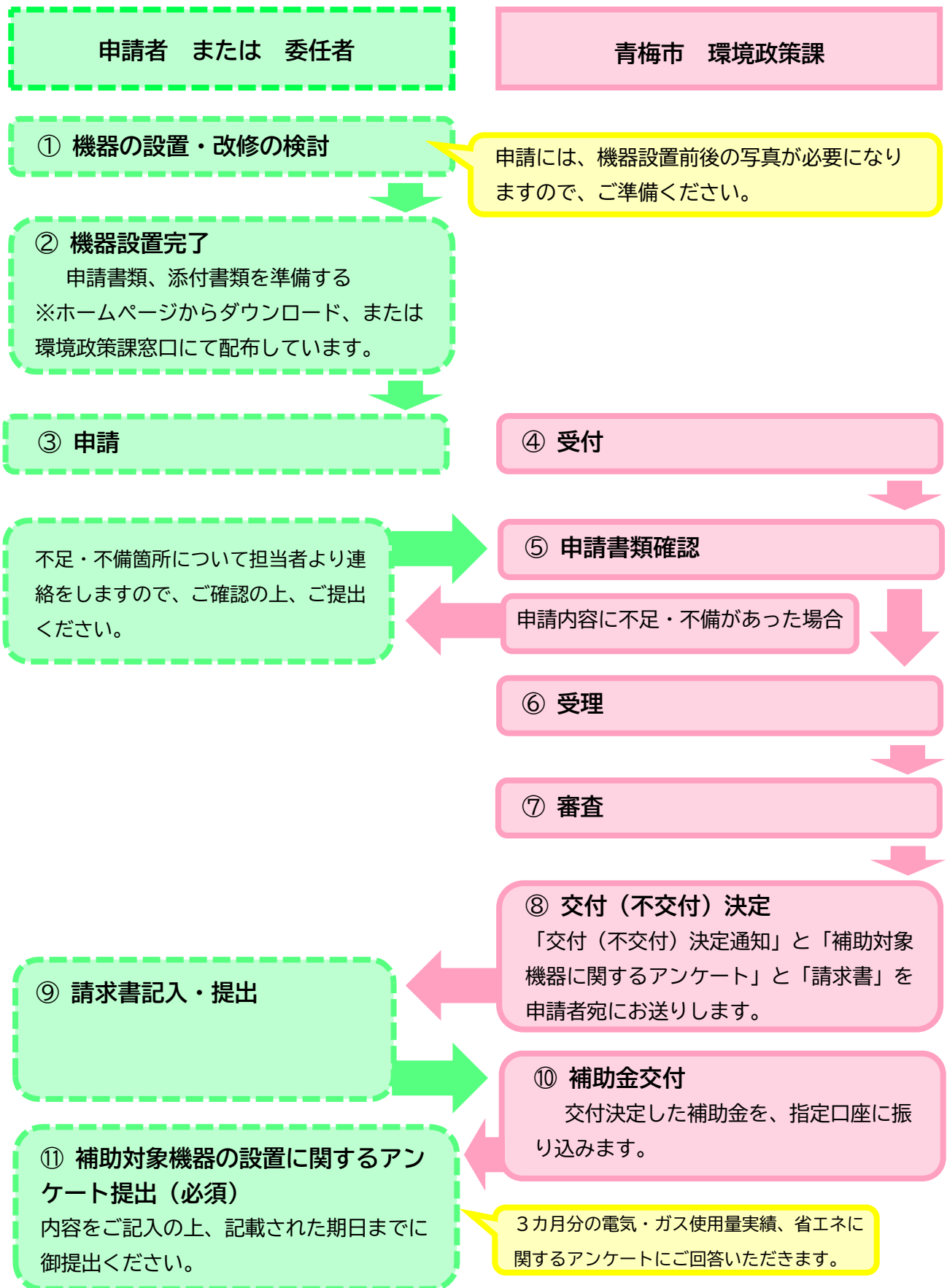
※2 補助対象経費には消費税を含みません。

※3 補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

※4 本制度は、国や東京都等の他の団体が実施している助成制度とあわせて利用することができます。

ただし、他の団体の補助と本市の補助の合算額が補助対象経費を超える場合は、超えた分を本市の補助金額から控除します。

4. 申請の手続きと流れ



5. 申請受付期間と申請方法

- ・ 補助対象機器を設置・改修した後に申請をしてください。
 - ・ 申請できる機器は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに設置・改修完了したものが対象です。
 - ・ 申請の期間は令和5年8月1日から令和6年4月10日(必着)です。期限までに必要書類を揃え提出してください。
 - ・ 青梅市環境政策課の窓口を持参して書類を提出してください。
- ※申請者本人以外の方からの申請書の代理提出(代理申請)も可能ですが、代理申請を行う場合には必ず委任状を添付してください。

6. 申請に必要な提出書類

【共通に必要な書類】

- ① 青梅市省エネルギー住宅改修補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 本人を確認するための書類(氏名、現住所を確認できる運転免許証、健康保険証等の写し等)
※個人番号(マイナンバー)カードの場合は、個人番号の記載がある面は提出しないでください。
- ③ 補助対象機器の出荷証明書または保証書等の写し
※メーカー名、型番、製造番号が確認できるもの
- ④ 補助対象機器の領収書の写し
※ 領収書の宛名が申請者であること。
- ⑤ 補助対象機器の費用内訳が確認できるもの(契約書、契約書等の費用明細の写し)
- ⑥ 平面図(設置箇所が分かるもの)
※少なくとも1居室単位で改修したことが分かるもの
※改修した窓の場所を矢印やラインマーカ等で明確に示すこと。
- ⑦ 補助対象機器の設置日が確認できるもの(出荷証明書等)
- ⑧ 補助対象機器の性能が確認できるもの(製品仕様記載のカタログや第三者機関の証明書)
※国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係わる支援事業に限る。)または脱炭素化産業成長促進対策費補助金(先進的窓リノベ事業に限る。)において、補助対象となる製品として登録されているもの、またはそれと同等の性能があると市長が認めるもの
- ⑨ 補助対象機器を設置する前後の状態を確認できる写真

【申請者本人以外の代理申請の場合】

- ⑩ 委任状

7. 補助対象機器の設置に関するアンケートについて

- ・ 申請者は、設置した機器をその住宅内で適正に使用し、住宅内のエネルギー効率化に努めてください。
 - ・ 機器を設置する前と後で省エネに対する意識がどのように変化したか、また、機器を使用したことでどの程度使用量を削減できたか等を報告していただくために、市が求める期間において電気、ガスの使用量の実績等を記入する「補助対象機器の設置に関するアンケート」を提出していただきます。
- ※「補助対象機器の設置に関するアンケート」の提出は補助金交付の条件となりますので、必ず提出してください。

8. その他、注意事項

- ・ 年度の途中で制度の内容等が変更になる可能性がありますので、申請前に必ず市のホームページ等をご確認ください。
- ・ 補助に際し、必要に応じて現地調査を行う場合があります。
- ・ 交付条件に違反した場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。
- ・ その他、よくお問い合わせいただくご質問をQ&Aにまとめておりますので、合わせてご確認ください。

9. 申請時に必要な書類

(1) 共通に必要な書類

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	申請書(納税状況確認欄に署名)
<input type="checkbox"/>	本人確認書類の写し 注1 顔写真付きの本人確認書類 1点又は顔写真なしの本人確認書類 2点 注2 個人番号(マイナンバー)カードについては、個人番号の記載がある面は提出不可
<input type="checkbox"/>	出荷証明書または保証書等の写し 注 メーカー名、製品名、型番が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	補助対象機器の領収書の写し 注1 領収書の宛名が申請者であるもの 注2 領収書に日付のないものは不可
<input type="checkbox"/>	補助対象機器の費用内訳が確認できるもの(見積書、契約書等の費用明細の写し)
<input type="checkbox"/>	平面図(設置箇所が分かるもの) 注1 少なくとも1居室単位で改修したことが分かるもの 注2 改修した窓の場所を矢印やラインマーカー等で明確に示すこと
<input type="checkbox"/>	補助対象機器の設置日が確認できるもの(出荷証明書等)
<input type="checkbox"/>	高断熱窓の性能が確認できるもの(製品仕様記載のカタログ、第三者機関の証明等) 注1 先進的窓リノベ事業および断熱リフォームに係わる支援事業に、補助対象製品として登録されている場合は、その対象設備の型番等が確認できるもの 注2 先進的窓リノベ事業および断熱リフォームに係わる支援事業に、補助対象製品として登録されていない場合は、その対象設備の熱貫流値等の性能が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	補助申請対象機器の設置前の状態を確認できる写真
<input type="checkbox"/>	補助申請対象機器の設置後の状態を確認できる写真
<input type="checkbox"/>	その他()

(2) 申請者と書類の提出者が異なる場合

委任状